

○総務省令第八十三号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第一項及び第四項並びに第百八十一条の規定に基づき、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十二日

総務大臣 村上誠一郎

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(番組基準等の規定の適用除外) 第七条 「略」 「一 五 略」 六 受信機が正常に作動するために必要なプログラム(法第二十条の三第七項に規定するプログラムをいう。次条及び第十四条の六において同じ。)の変換に必要な情報 「七 略」 「2 略」 (業務規程の記載事項等) 第十条の三 「略」 2 「略」 一 前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要なとなつた事項(法第二十条の三第十項前段に規定する措置(第十四条の十三において「試行的受信措置」という。)を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。)を記載した一切の書類 「二 略」 「3 略」 (配信用設備の適用の範囲) 第十四条の二 法第二十条の三第二項の基準のうち技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)は、次条から第十四条の六までに定めるところによる。 (配信用設備の範囲) 第十四条の三 法第二十条の三第二項の総務省令で定める設備(以下「配信用設備」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、協会以外の配信の業務を行う者がその配信の業務のために運用する設備を除く。 一 配信基盤(法第二十条第一項第三号の配信及び同項第四号の配信における放送番組を構成する映像、音声及びデータ並びに番組関連情報(法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。)を取得し、調整し、及び保存するとともに、公衆又は第三号に規定する配信番組等伝送網からの求めに応じて映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を送出する設備をいう。次号及び第三号において同じ。) 二 配信番組等中継回線(番組送出設備から配信基盤まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備、配信基盤から次号に規定する配信番組等伝送網まで映像、音声及びデータ並びに番組関連情報を伝送する電気通信設備又は配信基盤間に設置する電気通信設備をい、インターネットを利用してこれらを伝送するものを除く。) 三 配信番組等伝送網(配信基盤から送出された放送番組又は番組関連情報を配信を求める公衆の通信端末機器へ効率的に配信する設備をいう。) 四 認証設備(配信を求める公衆の受信契約の有無その他配信の利用に必要な情報及び権限等を確認する設備をいう。)	(番組基準等の規定の適用除外) 第七条 「同上」 「一 五 同上」 六 受信機が正常に作動するために必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次条において同じ。)の変換に必要な情報 「七 同上」 「2 同上」 (業務規程の記載事項等) 第十条の三 「同上」 2 「同上」 一 前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要なとなつた事項(法第二十条の三第十項前段に規定する措置(第十四条の二において「試行的受信措置」という。)を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。)を記載した一切の書類 「二 同上」 「3 同上」 「新設」 「新設」

(配信用設備のアクセス集中対策) 第十四条の四 協会が設置する配信用設備は、アクセス集中(特定の配信用設備に対し通信が集中することをいう。第十四条の六第三号において同じ。)が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を有するものでなければならない。 (運用規定)	[新設]
第十四条の五 第四百四条、第四百五条第一項、第四百六条から第四百九条まで、第四百十一条、第四百十二條、第四百十四條及び第四百十五條の二の規定は、協会が設置する配信用設備について運用する。この場合において、これらの規定中「放送の業務」とあるのは「必要的配信業務」と、第四百四條中「番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。)」及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。)の機器」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、「放送を」とあるのは「必要的配信を」と、第四百五条第一項中「番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備(以下この款において「放送設備」という。)」とあるのは「協会が設置する配信用設備」と、第四百八條中「第四百四條」とあるのは「第十四条の五において運用する第四百四條」と読み替えるものとする。 (協会が管理する配信用設備のプログラムの機能)	[新設]
第十四条の六 協会が管理するプログラム(他人が設置する配信用設備において動作するものに限る。)は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 電源供給停止、動作停止、動作不良その他必要的配信業務(法第二十條の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。)に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、通知する機能を備えること。 二 配信用設備及び当該配信用設備を維持又は運用を行うために必要な設備が当該配信用設備によつて行われる必要的配信業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な機能を備えること。 三 アクセス集中が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を備えること。 (配信用設備の運用に係る業務管理体制整備の適用の範囲)	[新設]
第十四条の七 法第二十條の三第一項の基準のうち配信用設備の運用(配信用設備を同項の基準のうち技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)に適合させ、当該配信用設備に起因する必要的配信(法第二十條の三第七項に規定する必要的配信をいう。以下同じ。)の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用をいう。以下「配信用設備等維持業務」という。)のための業務管理体制に関する基準(同号に係るものに限る。)は、次条及び第十四条の九に定めるところによる。 (配信用設備の適切かつ確実な運用を確保するための措置)	[新設]
第十四条の八 協会は、配信用設備として他人が設置し、又は提供する設備等を用いる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用することができる能力を有する者であることを確認するための措置 二 当該他人における配信用設備の運用の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること	[新設]

	とにより、当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の当該他人に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
三	当該他人が配信用設備の運用を適切に行うことができない事態が生じた場合、又は配信用設備の確実な運用を確保するため必要がある場合には、当該他人との配信用設備に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置
	(運用規定)
第十四条の九	第二百二十三条の四から第二百二十三条の六までの規定は、協会の配信用設備等維持業務について運用する。この場合において、これらの規定中「基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。
	(配信用設備等の概要の届出)
第十四条の十	法第二十条の三第三項の規定による配信用設備等(同条第一項に規定する配信用設備等をいう。)の概要の届出は、別表第一号の様式により行うものとする。
	(配信用設備等の配信停止等の報告)
第十四条の十一	協会は、法第二十条の三第四項の規定による報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、別表第一号の二に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。
	(配信用設備等の報告を要する重大な事故)
第十四条の十二	法第二十条の三第四項の総務省令で定める重大な事故は、配信用設備に起因して当該配信用設備を用いて行われる配信(国際放送及び協会国際衛星放送の番組に係る配信を除く。)の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該配信の停止時間が二時間以上のものとする。
	(配信の品質制限措置)
第十四条の十三	〔略〕
一	試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像(文字、図形その他の影像を含む。)に相当程度の大きさにより常に表示する措置
	〔二 略〕
	〔2 略〕
	(実施基準の記載事項)
第十四条の十四	〔略〕
	(実施基準の認可申請)
第十四条の十五	〔略〕
	(実施計画の記載事項等)
第十四条の十六	〔略〕
	(国際放送等の開始の届出)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(配信の品質制限措置)

第十四条の二 〔同上〕

一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報(法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。)について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像(文字、図形その他の影像を含む。)に相当程度の大きさにより常に表示する措置

〔二 同上〕

〔2 同上〕

(実施基準の記載事項)

第十四条の三 〔同上〕

(実施基準の認可申請)

第十四条の四 〔同上〕

(実施計画の記載事項等)

第十四条の五 〔同上〕

(国際放送等の開始の届出)

第十六条 「略」

2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の三の様式の届出書により行うものとする。

〔3・4 略〕
(区分経理の方法)

第三十二条 「略」

2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

〔一・二 略〕

〔3ゝ5 略〕

6 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の十六第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

〔7 略〕

（協会等の放送等に係る廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務、衛星基幹放送の業務又は必要的配信の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）（以下この号及び次条において「協会等」という。）が廃止若しくは休止しようとする基幹放送局、協会等が廃止若しくは休止しようとする放送の業務又は協会が休止しようとする必要的配信

〔二・三 略〕

2 協会は、必要的配信の休止の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法によつて周知するものとする。

（協会等の放送等に係る廃止及び休止の届出の記載事項等）

第五十九条 法第八十六条第二項の廃止の届出若しくは同条第三項の休止の届出をしようとするとき、又は第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て（国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは協会国際衛星放送の業務、衛星基幹放送の業務又は必要的配信の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 協会等が廃止若しくは休止した基幹放送局、協会等が廃止若しくは休止した放送の業務又は協会が休止した必要的配信

第十六条 「同上」

2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。

〔3・4 同上〕
(区分経理の方法)

第三十二条 「同上」

2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔3ゝ5 同上〕

6 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。

〔7 同上〕

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務

〔二・三 同上〕

〔新設〕

（放送廃止届出及び放送休止届出の記載事項等）

第五十九条 法第八十六条第二項及び第三項並びに第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て（国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。）若しくは協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務

〔一・三 略〕

2 協会等は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項の休止（必要的配信の休止を除く。）及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

3 協会は、法第八十六条第三項の休止（必要的配信の休止に限る。）の場合においては、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法によつて周知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一号（第14条の10関係）

配信用設備等の概要（又は変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

日本放送協会会長

氏名

放送法第20条の3第3項の規定により、配信用設備等の概要を下記のとおり届け出ます。

必要的配信業務の種別	☐ 法第20条第1項第3号に規定する業務 ☐ 法第20条第1項第4号に規定する業務 ☐ 法第20条第1項第5号に規定する業務
配信用設備の概要	
配信用設備の運用のための業務管理体制	1 業務を適切かつ確実に実施することができる体制 2 業務を適切かつ確実に実施するために整備している規程 3 業務に従事する者の実務経験等 4 委託業務の適切かつ確実な実施を確保するための措置
配信用設備等による配信を開始（又は変更）する年月日	

注1 配信用設備の概要の欄は、次により記載すること。

（1）配信用設備の概要には、必要的配信が行われる過程における映像、音声及びデータ並びに番組関連情報の流れが明確になるよう、番組送出設備から公衆による必要的配信の受信までの範囲における全ての配信用設備

〔一・三 同上〕

2 協会及び学園は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

〔新設〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

〔新設〕

備を明記した概要図を記載すること。

- (2) (1)の概要図には、配信用設備に該当する設備の範囲を「配信基盤」、「配信番組等中継回線」、「配信番組等伝送網」又は「認証基盤」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、配信用設備として他人が設置し、又は提供する設備等を用いる場合にあつては、当該他人の氏名又は名称、当該設備等の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (4) (1)の概要図には、各配信用設備に係る協会と他人との間の責任分界点を明示すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう、配信用設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注2 配信用設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

- (1) 配信用設備等維持業務を適切かつ確実に実施することができる体制を記載すること。
- (2) 配信用設備等維持業務を適切かつ確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- (3) 配信用設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。
- (4) 配信用設備として他人が設置又は提供する設備等を用いる場合にあつては、第14条の8に規定する措置の内容を記載すること。

注3 変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第一号の二（第14条の11関係）

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
日本放送協会会長
氏名

放送法第20条の3第4項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となった配信用設備等の概要			

[新設]

発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注 1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた配信用設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。ただし、当該配信用設備が他人から提供を受ける設備等である場合にあっては、その旨を記載すること。

注 2 「事故の原因となつた配信用設備等の概要」の欄は、配信用設備等の名称等を記載し、当該配信用設備等の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該配信用設備等の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

注 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた必要的配信業務の概要説明を記載すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

注 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

注 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた配信用設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

注 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

注 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

注 8 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別表第一号の三（第16条第2項関係）

〔表略〕

別表第三号の二（第14条の16第1項第4号イ、第32条第7項、第34条第3項第4号レ関係）

〔表略〕

別表第三号の三（第14条の16第1項第4号ロ、第32条第7項、第34条第3項第4号ソ関係）

〔表略〕

別表第三十一号（第134条関係）

〔表略〕

別表第一号（第16条第2項関係）

〔表同左〕

別表第三号の二（第14条の5第1項第4号イ、第32条第7項、第34条第3項第4号レ関係）

〔表同左〕

別表第三号の三（第14条の5第1項第4号ロ、第32条第7項、第34条第3項第4号ソ関係）

〔表同左〕

別表第三十一号（第134条関係）

〔表同左〕

[別紙 1 略] 別紙 2 (別表第三十一号関係) 1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項 [表略] [注 1～注 5 略] 注 6 (2)の引込端子の数は、<u>第133条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により算出した数を記載すること。 [注 7～注 41 略] [2～4 略] 別紙 2 の 2 1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項 [表略] [注 1～注 5 略] 注 6 (2)の引込端子の数は、<u>第133条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により算出した数を記載すること。 [注 7～注 40 略] [2～4 略]	[別紙 1 同左] 別紙 2 (別表第三十一号関係) 1 [同左] [表同左] [注 1～注 5 同左] 注 6 (2)の引込端子の数は、<u>第111条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により算出した数を記載すること。 [注 7～注 41 同左] [2～4 同左] 別紙 2 の 2 1 [同左] [表同左] [注 1～注 5 同左] 注 6 (2)の引込端子の数は、<u>第111条第 2 項及び第 3 項</u>の規定により算出した数を記載すること。 [注 7～注 40 同左] [2～4 同左]
備考 表中の [] の記載及び本条規定の「」書体線をついた横記部分を除く全体にわたって傍線は付記される。	

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第二条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇二十 略」 二十一 特定議決権保有関係 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 「二十二〇三十八 略」 (特定役員の定義) 第三条 法第二条第三十三号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十三号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 (特別の関係) 第四条 法第二条第三十四号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 「一・二 略」 「2 略」 (支配関係に該当する議決権の占める割合) 第五条 法第二条第三十四号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。 「一 略」 一 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。） 3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十四号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。 (支配関係に該当する兼任役員の占める割合) 第六条 法第二条第三十四号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。 (法第二条第三十四号ハに定める場合)	(定義) 第二条 「同上」 「一〇二十 同上」 二十一 特定議決権保有関係 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 「二十二〇三十八 同上」 (特定役員の定義) 第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 (特別の関係) 第四条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 「一・二 同上」 「2 同上」 (支配関係に該当する議決権の占める割合) 第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。 「一 同上」 一 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。） 3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。 (支配関係に該当する兼任役員の占める割合) 第六条 法第二条第三十二号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。 (法第二条第三十二号ハに定める場合)

第七條 法第二條第三十四号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。 (通則) 第八條 「略」 「一、六 略」 七 「略」 イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二條第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。 「ロ 略」 「八、十 略」 (第八條第七号イ及び第九條第三号ロの規定の適用に係る特例) 第十三條 第八條第七号イ及び第九條第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二條第三十四号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 備考 表中の「」の記載は注記である。	第七條 法第二條第三十二号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。 (通則) 第八條 「同上」 「一、六 同上」 七 「同上」 イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二條第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。 「ロ 同上」 「八、十 同上」 (第八條第七号イ及び第九條第三号ロの規定の適用に係る特例) 第十三條 第八條第七号イ及び第九條第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二條第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。
--	---

(地方税法施行規則の一部改正)

第三条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(政令第五十四条の十八第二項第七号の割合等) 第十六条の十 「略」 2 「略」 「一・二 略」 四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十條の三第九項に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和二十二年法律第百五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設 「五・六 略」 「3 略」	(政令第五十四条の十八第二項第七号の割合等) 第十六条の十 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四條第一項第二号に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和二十二年法律第百五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設 「五・六 同上」 「3 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。